

事務連絡
令和4年7月26日

不動産業関係団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

お盆期間中に帰省される方への検査受検の呼びかけについて

現下の感染拡大への対応について、先般7月15日の第94回新型コロナウイルス感染症対策本部において「BA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」が決定され、当該決定において、新たな行動制限を行うのではなく、重症化リスクのある高齢者を守ることに重点を置いて、効果が高いとし得る感染対策に取り組んでいくこととしており、具体的な対応として、高齢者と接する場合（特にお盆・夏休みの帰省での接触）の事前検査をさらに推奨することとしています。

当該決定を受け、お盆期間中、特に帰省する必要がある場合には、地元で高齢の親族など多くの人との接触があることから、今般、お盆中に帰省する者に対し、次の呼びかけ・周知を行うこととなりました。

- ・帰省前及び帰省先から戻る前に検査を受けていただくこと
特に3回目未接種の方は、3回目接種を受けて頂くとともに、積極的に検査を受けていただくこと。
- ・上記の呼びかけに応じて行われる検査は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」（本年8月末まで）により、無料で行うことが可能であり、全国1万3千箇所以上の検査拠点において検査を受けられること
- ・お盆期間中（8月5日から8月18日まで）、主要な駅や空港等で臨時の無料検査拠点を拡充すること

つきましては、貴団体におかれでは、別添について了知いただくとともに、貴会会員に対しても、周知等の対応をしていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

(参考) 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡
「お盆期間中に帰省される方への検査受検の呼びかけについて」